

砥部町固定資産税過誤納金返還支払要綱

平成25年7月30日

砥部町告示第114号

(目的)

第1条 この告示は、固定資産税に係る過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5及び第18条の3の適用により還付請求権を失った過誤納金（以下「還付不能金」という。）に相当する額（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、税務行政に対する信頼を回復することを目的とする。

(返還金支給対象者)

第2条 町長は、還付不能金が生じたときは、当該賦課処分の対象となった納税者に対して、返還金を支払う。この場合において相続があったときは、その相続人に返還金を支払う。

2 町長は、過誤納金が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、返還金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、返還金を支払わないものとし、また、既に支払を受けたものがあるときはこれを返還させるものとする。

(返還金の額等)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 過誤納金のうち本税に相当する額

(2) 利息相当額

2 前項第1号の過誤納金のうち本税に相当する額は、固定資産課税台帳等によって算定するものとする。この場合において、還付不能金の算定の期間は、原則として、現年度を除き10年前までの年度分とする。ただし、これを超える年度分について、納税者から領収書等の提示があり、これらにより還付不能額を算定することができる場合においては、当該領収書等によって算定することができる。

3 第1項第2号の利息相当額は、過誤納金の納付があった日の翌日から返還金の支払を決定した日までの期間の日数に応じ、過誤納金のうち本税に相当する額に年5パーセントの割合を乗じた金額とする。

(端数計算)

第4条 前条第1項の額に端数があるときは、地方税法第20条の4の2の規定を準用する。

(返還金の通知)

第5条 町長は、返還金を支払うときは、その支払を受けるべき者にその額等を通知しなければならない。

(返還金の支払)

第6条 町長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金をその支払を受けるべき者に支払わなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。